

先行未編集版

配布：一般
2014年8月29日
オリジナル：英語

人種差別撤廃委員会

日本の第7-9回合同報告書に関する総括所見

1. 委員会は日本の第7-9回合同報告書(CERD/C/JPN/7-9)を、2014年8月20日および21日に開催された第2309回および第2310回会合(CERD/C/SR.2309・2310)において検討した。2014年8月28日に開かれた第2320回および第2321回会合にて、委員会は以下の総括所見を採択した。

A. はじめに

2. 委員会は、条約特定報告ガイドラインに沿って作成された締約国の第7回から第9回定期報告書の、単一の文書としての時期にかなった提出を歓迎する。委員会は、報告書の検討の間、大代表団により行われた口頭による説明と回答並びに書面により提供された追加情報に留意する。

B. 肯定的側面

3. 委員会は、前回の定期報告書以降に締約国がとった人種差別との闘いに貢献すべき一部の行政的および政治的措置、とりわけ2009年12月の人身取引対策行動計画の採択に関心をもって留意する。

4. 委員会はまた、前回締約国の定期報告書を検討した後、日本が以下に続く国際文書を批准したことについて関心をもって留意する。

- (a) 2009年7月23日の強制失踪からのすべての者の保護のための国際条約、そして
- (b) 2014年1月20日の障害者の権利に関する条約。

C. 懸念と勧告

5. 委員会は、2010年の総括所見において、締約国に“本総括所見に挙げるすべての問題点に対処する”よう要請したことを想起する。2011年の締約国のフォローアップ文書にあるように、パラグラフ12、20および21で表明した3つの懸念事項への回答以外、今回の報告書には2010年の総括所見への言及は何もなされていない。

委員会は、締約国が次回の定期報告書において本文書に含まれるすべての勧告に対応するよう強く勧告する。

人口の民族構成

6. 委員会は、締約国の報告書並びにコア・ドキュメントに締約国が提供している人口の国籍（出身地）別データに留意をするものの、特に市民でない者を含む被害をうけやすい諸集団に関して、それらデータは包括的ではなく、そのために委員会が締約国におけるそれら集団の状況を正しく評価することができないことを遺憾に思う（第1条）

改訂された条約特定報告ガイドライン（CERD/C/2007/1）に準拠して、そして、条約第1条に関する一般的勧告 24（1999年）と市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 を考慮に入れて、委員会は締約国に次のことを勧告する：

- (a) 通常話されている言語、母語およびその他多様性を示す指標について調査をし、被害をうけやすい団体に関する社会的調査から情報を収集すること、そして
- (b) 社会のすべての階層の特定のニーズを考慮に入れた政策を定め、日本において条約に謳われている諸権利がどのように守られているのかを委員会がよりよく評価できるために、移住者および難民を含み、国籍および民族的出身別に分けられた社会的経済的指標に関する包括的で、信頼できる最新の統計データを集めること。

人種差別の定義

7. 委員会は、平等と非差別の原則を規定した日本国憲法第14条1にある人種差別の定義が、国民的または民族的出身、皮膚の色、あるいは世系を理由として含んでおらず、それゆえに条約第1条の要件を十分満たしていないことを懸念する。同様に、国内法に人種差別の適切な定義が存在しない（第1条と第2条）。

委員会は、締約国が国内法において、条約第1条1に完全に合致して、国民的または民族的出身、皮膚の色、および世系の理由を統合した人種差別の包括的定義を採択するよう勧告する。

人種差別を禁止する包括的な特別法の不在

8. 委員会は、いくつかの法律が人種差別に対する条文を含んでいることに留意しつつも、締約国において人種差別行為や人種差別事件が起きていること、および、被害者が人種差別に対し適切な法的救済を求めることを可能とする包括的な人種差別禁止特別法を未だ締約国が制定していないことについて、懸念する（第2条）。

委員会は、締約国に対して、人種差別の被害者が適切な法的救済を求めることを可能とし、条約1条および2条に準拠した、直接および間接的な人種差別を禁止する包括的な特別法を採択するよう促す。

国内人権機関

9. 委員会は、締約国がいまだ、パリ原則に完全に準拠した国内人権機関を設置していないことについて懸念する。これに関連して、委員会は、人権委員会法案の審議が2012年の衆議院解散により廃案となったこと、および、国内人権機関設置に向けた前進が極めて緩慢であることに留意する（第2条）。

委員会は、条約の実施を促進するための国内機関の設置に関する一般的勧告 17 (1994 年) を念頭におきつつ、締約国に対し、パリ原則 (総会決議 48/134) に完全に準拠し、十分な人的および財政的資源が与えられ、かつ、人種差別の申し立てを取り扱うことを任務とする独立した国内人権機関の設置を目指して、速やかに人権委員会法案の検討を再開し、その採択を早めることを勧告する。

4 条に準拠した立法措置

10. 締約国の 4 条(a)(b)項の留保の撤回あるいはその範囲の縮減を求めた委員会の勧告に関して締約国が述べた見解および理由に留意するものの、委員会は締約国がその留保を維持するという決定を遺憾に思う。人種差別思想の流布や表明が刑法上の名誉毀損罪および他の犯罪を構成しうることに留意しつつも、委員会は、締約国の法制が 4 条のすべての規定を十分遵守していないことを懸念する (第 4 条)。

委員会は、締約国がその見解を見直し、4 条(a)(b)項の留保の撤回を検討することを奨励する。委員会は、その一般的勧告 15 (1993 年) および人種主義的ヘイト・スピーチと闘うことに関する一般的勧告 35 (2013 年) を想起し、締約国に、4 条の規定を実施する目的で、その法律、とくに刑法を改正するための適切な手段を講じるよう勧告する。

ヘイト・スピーチとヘイト・クライム

11. 委員会は、締約国における、外国人やマイノリティ、とりわけコリアンに対する人種主義的デモや集会を組織する右翼運動もしくは右翼集団による切迫した暴力への煽動を含むヘイト・スピーチのまん延の報告について懸念を表明する。委員会はまた、公人や政治家によるヘイト・スピーチや憎悪の煽動となる発言の報告を懸念する。委員会はさらに、集会の場やインターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチの広がり人種主義的暴力や憎悪の煽動に懸念を表明する。また、委員会は、そのような行為が締約国によって必ずしも適切に捜査や起訴されていないことを懸念する。(第 4 条)

人種主義的ヘイト・スピーチとの闘いに関する一般的勧告 35 (2013 年) を思い起こし、委員会は人種主義的スピーチを監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならないことを想起する。しかしながら、委員会は締約国に、人種主義的ヘイト・スピーチおよびヘイト・クライムからの防御の必要のある被害をうけやすい立場にある集団の権利を守ることの重要性を思い起こすよう促す。したがって、委員会は、以下の適切な措置を取るよう勧告する：

- (a) 集会における憎悪および人種主義の表明並びに人種主義的暴力と憎悪の煽動に断固として取り組むこと、
- (b) インターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチと闘うための適切な手段を取ること、
- (c) そうした行動に責任のある民間の個人並びに団体を捜査し、適切な場合は起訴すること、
- (d) ヘイト・スピーチおよび憎悪煽動を流布する公人および政治家に対する適切な制裁を追求すること、そして、
- (e) 人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、人種主義的ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組み、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること。

移住労働者

12. 委員会は、雇用および入居における移住者に対する不平等な扱いに関する報告について懸念する。委員会はまた外国人技能実習生の権利が適切な賃金が支払われていないこと、過度な長時間労働に服従させられていること、および他の形態の搾取や虐待によって侵害されているという報告を懸念する（第5条）。

委員会は、締約国が市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004）を留意しつつ、雇用および入居における移住者に対する人種差別と断固として闘い、移住者の就業状態を改善するために、法律を強化することを勧告する。委員会はまた、締約国が技能実習生の働く権利を保護するために、技能実習制度を改革するための適切な方策を講じることを勧告する。

市民でない者の公職へのアクセス

13. 委員会は、締約国代表団により提供された説明に留意しつつ、国家権力の行使を必要としない一部の公職へのアクセスについて、市民でない者が制限と困難に直面していることを懸念する。委員会は、家事紛争を解決する裁判所において、締約国が、能力のある市民でない者を調停委員として活動することから除外する見解と実務的取扱いを継続していることに、特に懸念する（第5条）。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）を想起し、締約国に対して、家事紛争を解決する裁判所において能力のある市民でない者が調停委員として活動できるよう、締約国の見解を見直すことを勧告する。委員会はまた、締約国が、締約国に長年にわたり暮らしてきた市民でない者に適切な注意を払いつつ、国家権力の行使を要しない公務へのアクセスを含む公的生活に市民でない者の参加がより一層促進されるよう、法律上または行政上の制限を取り除くことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が次回定期報告において、市民でない者の公的生活への参画に関して、包括的で細分化されたデータを提供することを勧告する。

国民年金制度への市民でない者によるアクセス

14. 国民年金法が国籍に関係なく日本に居住するすべての人びとを対象とすることに留意しつつ、委員会は、1982 年の国民年金法からの国籍条項の削除および 1986 年の法改正により導入された年齢および居住要件が相まって、1952 年に日本国籍を喪失したコリアンを含む多くの市民でない者が、国民年金制度のもとで排除され、年金受給資格を得られないままとなっていることについて懸念する。委員会はまた、1982 年の国民年金法の障害基礎年金における国籍条項の削除にもかかわらず、国籍条項のために 1982 年 1 月 1 日以前に年金受給資格を喪失した市民でない者および同日時点で 20 歳以上であったその他障害のある市民でない者についても、障害基礎年金受給から排除されたままであることについても懸念する（第5条）。

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）を想起しつつ、委員会は、年齢要件によって国民年金制度から除外されたままの状態にある市民でない者、特にコリアンが、国民年金制度における受給資格を得られるための措置を講じることを締約国に勧告する。委員会はまた、現時点で受給資格のない市民でない者が障害基礎年金の適用を受けられるよう法を改正することも勧告する。

市民でない者による公共の場所や施設へのアクセス

15. 委員会は、条約第2条および第5条に違反して、レストラン、ホテル、公衆浴場や店舗など公共の場所および一般向けの施設から、人種あるいは国籍を理由とした市民でない者の排除が続いていること懸念する（第2条と第5条）。

委員会は、締約国が、とりわけ法律の効果的な適用を確保することで、適切な措置を講じて市民でない者を公共の施設の利用における差別から守るよう勧告する。委員会はまた、締約国がそのような差別行為を調査して処罰し、関連する法律の要件に関する公衆の啓発キャンペーンを強化することを勧告する。

人身取引

16. 人身取引を防止し闘うために講じられた措置に関して締約国の代表団によって提供された情報に留意しつつ、委員会はとりわけ性的搾取を目的に締約国におけるマイノリティ女性の人身取引が根強く続いていることを懸念する。委員会はまた、締約国内における人身取引の現象の規模を評価できるデータが不足していることを懸念する。委員会はさらに、人身取引に対する具体的な法律の規定に関する情報と、調査、訴追および責任者に科した処罰などに関する事例の情報が不在であることを懸念する（第5条）。

委員会は締約国に対して以下を勧告する：

- (a) 人身取引を禁止する特定の法律を制定すること、
- (b) 移住女性などに対する人身取引と闘う取り組みを強化し、日本の人身取引対策行動計画の脈絡において、人身取引の根本原因に対処する予防措置を講じること、
- (c) 被害者に対して、支援、保護、一時的な在留資格、リハビリテーションおよびシェルターのみならず、心理的および医療的サービス、また他の支援を提供すること、
- (d) 迅速かつ徹底的に調査し、訴追し、そして責任者を処罰すること、
- (e) 人身取引の被害者の認定、支援、保護における専門トレーニングを、警察官、国境警備員、入管職員をはじめとするすべての法執行者に行うこと、そして
- (f) 締約国における、とりわけマイノリティ集団に属する人びとの人身取引に関する状況を委員会に報告すること。

外国人およびマイノリティの女性たちに対する暴力

17. 委員会は、外国人やマイノリティ、そして先住民族の女性に対して根強く続く暴力の情報について懸念する。委員会は、とりわけ、2012年の改定「出入国管理及び難民認定法」のもとで、日本人あるいは永住資格を有する外国人と婚姻した外国人女性が「その配偶者としての活動を継続して6ヵ月以上行わずに日本に在留する」場合、当局は、同法22条4項1項に規定されているように、その在留資格を取り消すことができるということに懸念する。これらの条項は、夫によるドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人女性が、虐待的な関係性から逃れ、支援を求めることを妨げうる（第2条と第5条）。

人種差別のジェンダーに関連する側面に関する委員会一般的勧告25（2000）および市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004）を踏まえて、委員会は、締約国が外国人女性に対するあらゆる形態の暴力を訴追し処罰することによって、移住者、マイノリティ、先住民族の女性たちに対する

暴力の問題に効果的に対処し、被害者が救済と保護の手段にただちに確実にアクセスできるよう、適切な措置を講じることを勧告する。締約国は、日本人あるいは永住資格を有した日本人でない者と婚姻している外国人女性が離婚や絶縁と同時に国外追放されないように、また法律の適用は、事実上、女性たちを虐待的な関係性のなかにとり残さないように法律を見直すべきである。

「慰安婦」

18. 委員会は、締約国の代表団から提供された、第二次世界大戦中に日本軍により性的に搾取された外国の「慰安婦」の問題解決のために行われた努力に関する情報に留意する。委員会はまた、1995年に締約国が設立したアジア女性基金を通して提供された補償と、2001年の日本の首相の謝罪を含む政府の謝罪の表明に関する情報に留意する。生存する「慰安婦」に対する人権侵害は、彼女たちの正義および賠償の権利が完全に実現されない限り続くことを踏まえ、委員会は、大半の「慰安婦」が認知、謝罪、ないしはいかなる種類の補償も受けたことがないという報告に懸念する(第2条と第5条)。

委員会は締約国が以下のために即時の行動をとるよう促す：

- (a) 日本軍による「慰安婦」の権利の侵害に関する調査の結論を出し、人権侵害に責任のある者たちを裁くこと、
- (b) すべての生存する「慰安婦」あるいは彼女たちの家族に対する誠実な謝罪の表明と適切な賠償の提供を含み、「慰安婦」問題の包括的で、公平で、永続的な解決を追求すること、そして、
- (c) それら出来事の中傷あるいは否定のあらゆる試みを非難すること。

朝鮮学校

19. 委員会は、朝鮮を起源とする子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府による行為について懸念する。

- (a) 「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外
- (b) 朝鮮学校へ支給される地方政府による補助金の凍結もしくは継続的な縮減(第2条と第5条)

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004年) を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保する前回総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、朝鮮学校への補助金支給を再開するか、もしくは維持するよう、締約国が地方政府に勧めることと同時に、締約国がその見解を修正し、適切な方法により、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けられるよう奨励する。委員会は、締約国がユネスコの教育差別禁止条約(1960年)への加入を検討するよう勧告する。

アイヌ民族の状況

20. アイヌ民族の権利を保護し促進するための、締約国による努力を留意する一方、委員会は、以下を含む締約国により展開された措置における欠点に懸念を表明する。(a) アイヌ政策推進会議および他の協議機関におけるアイヌの代表者の人数が少ないあるいは不十分なこと、(b) 北海道外に居住するアイヌ民族を含むアイヌ民族とそれ以外の者との間にある、生活の多くの分野、とりわけ教育、雇用、そして生活水準における執拗な格差、(c) 土地と資源に対するアイヌ民族の権利を保護するために講じられる不十分な措置と、彼/彼女ら自身の文化と言語への権利の実現に向けた緩慢な進展(第5条)。

委員会は、先住民族の権利に関する一般的勧告 23（1997 年）の観点から、先住民族の権利に関する国際連合宣言を考慮し、締約国に以下を勧告する：

- (a) アイヌ政策推進会議および他の協議機関におけるアイヌ代表者の人数を増やすことを検討すること、
- (b) 雇用、教育そして生活水準に関して、アイヌ民族とそれ以外の者の間で依然として存在する格差を減らすために講じられている措置の実施を迅速化し、向上させること、
- (c) 土地と資源に関するアイヌ民族の権利を保護するための適切な措置を採択し、文化と言語に対する権利の実現に向けた措置の実施を促進すること、
- (d) 政府のプログラムや政策を調整するために、アイヌ民族の状況に関する包括的な実態調査を定期的実施すること、そして、
- (e) 前回の委員会の総括所見のパラグラフ 20 においてすでに勧告されたように、独立国における原住民及び種族民に関する IL0169 号条約（1989 年）を批准することを検討すること。

琉球・沖縄の状況

21. 委員会は、ユネスコが琉球・沖縄人の固有の民族性、歴史、文化並びに伝統を認識しているにもかかわらず、締約国が琉球・沖縄人を先住民族として認識していないという姿勢に懸念を表明する。沖縄に関して、沖縄振興特別措置法と沖縄振興計画に基づき、締約国により講じられ、実施されている措置を留意する一方で、委員会は、彼/彼女らの権利の保護に関して、琉球の代表者と協議するために、十分な措置が講じられていないことに懸念を表明する。委員会はまた、消滅の危機にある琉球諸語を保護し、促進することが十分に行われていない旨の情報および教科書が琉球民族の歴史と文化を十分に反映していない旨の情報に懸念を表明する（第5条）。

委員会は、締約国がその見解を見直し、琉球人を先住民族として認めることを検討し、彼/彼女らの権利を保護するための具体的な措置を講じることを勧告する。委員会はまた、締約国が、彼らの権利の促進と保護に関連する問題について、琉球の代表者との協議を向上させることを勧告する。委員会はさらに、締約国が、琉球の言語を消滅の危機から保護するために講じられる措置の実施を迅速化し、琉球民族が自身の言語で教育を受けること促進し、学校のカリキュラムで使用される教科書のなかにこれらの者の歴史と文化を含めることを勧告する。

部落民の状況

22. 委員会は、部落民を世系に基づく条約の適用から除外している締約国の見解を遺憾に思う。委員会は、締約国が以前の総括所見で委員会が挙げたように、部落民の統一した定義を未だ採択していないことに懸念する。委員会は、部落民に対する差別に対処する措置を含め、締約国が実施した具体的措置の影響を、2002 年の同和対策特別措置の終了時に評価した情報および指標が欠如していることを懸念する。委員会はまた、部落民とそれ以外の住民の間にある根強い社会的経済的格差を懸念する。委員会はさらに、部落民に対する差別目的で使われるような不正に入手した戸籍の悪用の報告を懸念する（第5条）。

世系に関する委員会の一般的勧告 29（2002 年）を念頭に置き、委員会は世系に基づく差別は条約で完全にカバーされていることを想起する。委員会は、締約国が部落の人びととの協議により、その見解を変え、明確な部落民の定義を採択するよう勧告する。委員会はまた、2002 年の同和対策特別措置の終了時にあたってとられた具体的措置、とりわけ部落民の生活状況に関する情報と指標を提供す

るよう勧告する。委員会はさらに、部落民を差別行為に曝すような戸籍情報への不正なアクセスから部落民を守るために法律を効果的に使い、戸籍の不正な乱用に関するすべての事件を調査し、責任者を罰するよう勧告する。

難民および庇護希望者

23. 委員会は、特に非アジア系およびアフリカ系の難民および庇護希望者が、職場、学校、公的機関や地域社会との接触において、人種差別に直面しているとの報告について、懸念する。委員会はまた、庇護希望者が、長期にわたり収容施設内の不適切な条件下で収容されていることについて懸念する。日本の国籍法が、無国籍の防止と削減に関する条文を有していることに留意しつつ、委員会は、締約国が、無国籍者を認定するための手続きを構築していないことを懸念する。また委員会は、在留許可のない無国籍者の一部が無期限の退去強制収容におかれてきたこと、また一部は人権侵害の危険にあることについても懸念する（第5条）。

難民及び避難民に関する一般的勧告 22（1996年）の観点より、そしてアフリカ系住民に対する差別に関する一般的勧告 34（2011年）に留意しつつ、委員会は、以下の目的のために対策を講じるよう締約国に勧告する。

- (a) 地方自治体および地域社会の間で、難民および庇護希望者に関する非差別と理解を促進させること、
- (b) 庇護希望者に対する収容は、最後の手段として、かつ、できる限り最短の期間においてのみ利用されるよう保証すること。締約国は、その法律に規定されているように、収容の代替手段を優先すること、そして、
- (c) 無国籍者の特定と保護を適切に確保するため、無国籍者を認定するための手続きを構築すること。

締約国はまた、無国籍者の地位に関する 1954 年条約、および、無国籍の削減に関する 1961 年条約への加入について、検討するべきである。

マイノリティの言語と教科書

24. 委員会は、締約国によって提供された情報に留意しつつ、締約国がマイノリティや先住民族に属する子どもたちに対する、マイノリティの言語での教育およびその言語の教育の促進のために十分な対策を講じていないことを遺憾に思う。委員会は、本条約により保護されている日本の集団の歴史、文化そして貢献を適切に反映させるために、既存の教科書を改定するためにとられた手段に関する情報が不足していることについて懸念する（第5条）。

委員会は、締約国が、マイノリティおよびアイヌや琉球の人びとを含む先住民族に属する子どもたちに対する、マイノリティの言語による教育、そしてその言語の教育を促進するよう勧告する。委員会は、締約国が、本条約により保護されている日本の集団の歴史、文化そして貢献を反映していない教科書を改定するよう勧告する。

ムスリム・コミュニティのメンバーに対する民族的・宗教的プロファイリング

25. 委員会は、締約国の法執行者による、外国出身のムスリムを対象とした民族的プロファイリングにあたりう

る監視活動が報告されていることを懸念する。委員会は、ある民族的又は民族的宗教的集団に属することのみを理由とした個人のセキュリティ情報の体系的収集は、重大な差別であると考え(第2条と第5条)。

委員会は、締約国に対し、法執行機関がムスリムの民族的又は民族的・宗教的なプロファイリングを利用しないよう確保することを促す。

寛容と相互理解の促進

26. 2002年の人権教育・啓発に関する基本計画のように、相互理解のコンセプトに基づく人権教育や啓発の活動など、人種的偏見やステレオタイプと闘うための締約国による努力に留意する一方で、委員会は、マスメディアを通したものも含み、市民でない者や先住民族に対する排外的で差別的態度の高まりについての報告を懸念する(第2条と第7条)

委員会は締約国に以下のことを勧告する：

- (a) 公衆への教育と啓発活動の取り組みを倍増させること、
- (b) 学校カリキュラムへの人権教育の統合を続けること、
- (c) マスメディアにおいて人種調和と寛容を促進し、メディアおよびジャーナリストに人権に関するトレーニングを行うこと、そして、
- (d) 領域内に住む異なる民族集団の間の相互理解と寛容の促進に関する活動を強化すること。

D. その他の勧告

その他の文書の批准

27. すべての人権が不可分であるという性質を踏まえ、委員会は締約国に、とりわけ人種差別に直接言及している、たとえば全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約や2011年のILO家事労働者条約(第189号)など、まだ締約国になっていない国際人権文書の批准を検討するよう奨励する。

ダーバン宣言と行動計画のフォローアップ

28. 委員会は、締約国が次回の定期報告書に、2001年のダーバン宣言と行動計画、および2009年4月にジュネーブで開催されたダーバンレビュー会議の成果文書を、国内レベルで実施するために採択した行動計画やその他の措置に関する具体的な情報を含むよう要請する。

市民社会との対話

29. 委員会は、締約国が人権保護の分野で活動している市民社会組織、とりわけ人種差別と闘う市民社会組織と、次回の定期報告書を作成する際に協議を行い、対話を広げるよう勧告する。

条約第8条の改正

30. 委員会は、1992年1月15日、条約締約国第14回会合において採択され、1992年12月16日の決議47/111として総会が承認した条約第8条6の改正を批准するよう勧告する。

第 14 条のもとでの宣言

31. 委員会は、締約国に、条約 14 条に規定されている委員会に個人通報を受理して検討する権限を認める選択的宣言を行うよう奨励する。

総括所見のフォローアップ

32. 条約第 9 条 1 および改正手続規則のルール 65 に従って、委員会は締約国が上記パラグラフ 17、18 および 22 に示された勧告のフォローアップに関する情報を、本総括所見採択の 1 年以内に提供するよう要請する。

特に重要な勧告

33. 委員会はまた、上記パラグラフ 11、19、21 および 23 にある特に重要な勧告に締約国の注意が向くことを望む、そして、次回の定期報告書に、これらの実施のためにとった具体的措置に関する詳細な情報を提供するよう要請する。

配布

34. 委員会は、締約国の定期報告書が提出されればすぐに公衆が簡単に入手できるようにし、これら報告に関する委員会の総括所見が公用語および適切ならばその他の共通使用言語で同じように公表されるよう勧告する。

次回報告の作成

35. 委員会は、締約国がその第 10・11 回定期報告を、第 71 会期で委員会が採択した条約特定報告のガイドライン (CERD/C/2007/1) を考慮に入れながら、また本総括所見に提起されたすべての問題点に対応しながら、単一の文書にて、2017 年 1 月 14 日までに提出するよう勧告する。委員会はまた、締約国が条約に基づく報告に関しては最長 40 ページ、そして共通コア・ドキュメントに関しては 60～80 ページを守るよう促す (HRC/GEN/ 2/Rev.6、第 I 章パラグラフ 19 の統一報告ガイドラインを参照)。

(了)

仮訳：人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)